

障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件

新旧対照条文

障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者自立支援法施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>（第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 指定自立支援医療（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあつた月に、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。）に係る障害者又は障害児及び支給認定基準世帯員（令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。）に対し、指定自立支援医療のあつた月以前の十二月以内に高額療養費多数回該当の場合（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十四号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）、地方</p>	<p>障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>（第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 指定自立支援医療（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあつた月に、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。）に係る障害者又は障害児及び支給認定基準世帯員（令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。）に対し、指定自立支援医療のあつた月以前の十二月以内に高額療養費多数回該当の場合（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十四号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）、地方</p>

公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）又は
高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八
号）の規定（他の法令によつて準用する場合を含む。）による高額療
養費多数回該当の場合をいう。）に該当すべき者
二 自立支援医療の種類ごとに次の表に掲げる者
（略）

公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）又は
高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八
号）の規定（他の法令によつて準用する場合を含む。）による高額療
養費多数回該当の場合をいう。）に該当すべき者
二 自立支援医療の種類ごとに次の表に掲げる者
（略）